

# 奈良市公報

第10号

令和元年10月4日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 19	183	奈良市公報号外第9号に掲載	産業政策課
8 20	184	放置自転車等の保管	環境政策課
8 21	185	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
8 22	186	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
8 23	187	放置自転車等の保管	環境政策課
8 23	188	奈良市公報号外第9号に掲載	文化振興課
8 26	189	放置自転車等の保管	環境政策課
8 28	190	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
8 28	191	奈良市公報号外第9号に掲載	保育所・幼稚園課
8 29	192	事業計画のある道路の指定	建築指導課
8 30	193	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
8 30	194	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
8 30	195	住民票の職権消除	市民課
8 30	196	住民票の職権消除	市民課
8 30	197	住民票の職権消除	市民課
8 30	198	住民票の職権消除	市民課
8 30	199	住民票の職権消除	市民課
8 30	200	住民票の職権消除	市民課
8 30	201	住民票の職権消除	市民課
8 30	202	住民票の職権消除	市民課
8 30	203	住民票の職権消除	市民課
8 30	204	住民票の職権消除	市民課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
8 16	16	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
8 30	17	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課

選挙管理委員会

月	日	番号	件名
8	20	16	選挙人名簿の登録日の変更

告 示

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 185 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元年 8 月 21 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局 中山店	奈良県奈良市中山町西4丁目535-201	令和元年8月1日

奈良市告示第 186 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 8 月 22 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
仲川 康司		あんま	令和1年7月8日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町 835番地の1 大和紀寺 ビル305号		
仲川 康司		はり・きゅう	令和1年7月8日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町 835番地の1 大和紀寺 ビル305号		

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月26日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表



奈良市告示第 190 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者より廃止の届出がありましたので、第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

令和元年8月28日

奈良市長 仲川 元庸

廃止事業所(奈良市受付分)

廃止

【(介護予防)福祉用具貸与】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970102253	奈良市高雄元町二丁目6番48号 ライオンズプラザ高雄2F 210-7区画	株式会社 スエメディカル	大阪府大阪市浪速区難波中1-6-8	株式会社 スエメディカル 7120001095640	令和元年8月31日

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970107146	奈良市大安寺4丁目4-28	デイサービスこすもす	天理市樺本町2375-1馬場ハイツ301号	株式会社 YAMADA 4150001007934	令和元年9月1日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970107153	奈良市平松2丁目22番32号 プロシード101号	優待ホームケアサービス	奈良市平松4丁目8番34号	合同会社 優優 3150003001399	令和元年8月31日

奈良市告示第 192 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 29 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和元年 8 月 29 日

2 指定した道路の名称

登美ヶ丘 11 次 2 期住宅地（3 工区）土地区画整理事業による事業計画道路

3 指定した道路の幅員

4.0m、6.0m、10.0m～13.0m

4 指定した道路の延長

1583.25m

5 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

奈良市告示第 193 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 8 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション アトム	奈良県奈良市神殿町158 グランドハイツ 森川106号	令和1年8月1日

奈良市告示第 194 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 8 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
三口 雄康		あんま	平成30年3月29日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18	はり・きゅう	
山上 忠彦		あんま	平成31年1月7日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18	はり・きゅう	
沼井 正博		あんま	令和1年5月31日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		

奈良市告示第195号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第196号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第197号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略



奈良市告示第198号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第199号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人  
省略

奈良市告示第200号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人  
省略

奈良市告示第201号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人  
省略

奈良市告示第202号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人  
省略

奈良市告示第203号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人  
省略

奈良市告示第204号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年8月30日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人

省略

# 公當企業



奈良市企業局告示第16号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止  
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年8月16日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社 サ ン・エス	代表取締役 長尾 英幸	奈良市法華寺町1273番地	令和元年7月19日

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年8月30日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 中部 トータルサービ ス	代表取締役 福 上 富男	奈良県橿原市内膳町五丁目5番 9号	令和元年8月13日

# 選舉管理委員會

奈良市選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙法第22条第1項の規定により令和元年9月1日現在の選挙人名簿の登録日を令和元年9月2日に定めたので、公職選挙法施行令第14条第1項の規定に基づき告示します。

令和元年8月20日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武志